

国土交通省建設機械塗装基準

第1章 通則

(適用範囲)

第1条 この塗装基準（以下「基準」という。）は、建設機械整備事業支弁の建設機械の塗装及び文字等の表示に関し、一般的でかつ標準的なものに適用する。

(塗装仕様)

第2条 塗装仕様は、別表－1のとおりとする。

(塗色)

第3条 塗色は、別表－2のとおりとする。

(表示文字の形式及び色)

第4条 表示する文字は、原則として丸ゴシック体で白色または黒色とする。ただし、機械毎に文字形式を別途指定している場合は、指定形式によるものとする。

(建設機械番号)

第5条 建設機械番号は、車両類にあつては運転室両扉の適切な位置に、一般建設機械類にあつては機体の両側面の適切な位置に表示するものとし、その表示要領は別図－1によるものとする。

(メーカー名等)

第6条 メーカー名、モデル名等は表示しないものとするが、機械管理上表示する必要がある場合は極力小さくかつ少なくするものとする。

第2章 河川パトロールカー

(白色帯)

第7条 白色帯は、幅15cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及び後面とする。

2 第1項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

(白色帯内の文字)

第8条 白色帯内には「国土交通省河川パトロールカー」と表示するものとし、その文字形式、寸法は別図－2のとおりとする。

第3章 道路維持作業用自動車

(道路交通法施行令第14条の2第2号該当車)

(白色帯)

第9条 白色帯は、幅15cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及び後面とする。

2 第1項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

(白色帯内の文字)

第10条 白色帯内には以下の表示を行うものとし、その文字形式、寸法は別図-2のとおりとする。

- 2 道路用パトロールカーについては「国土交通省道路パトロールカー」と表示する。
- 3 作業車等については「国土交通省道路維持作業車」と表示する。

(バンパ等の塗色)

第11条 車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図-3に示す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが、反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

(作業装置等の危険表示の塗色)

第12条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図-4のように危険表示を行うものとする。

第4章 道路維持作業用自動車

(道路交通法施行令第14条の2第1号該当車)

(白色帯)

第13条 白色帯は、幅15cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。

2 第1項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

(白色帯内の文字)

第14条 道路維持作業用機械、除雪用機械等の白色帯内には「国土交通省」と表示するものとし、その文字形式、寸法は別図-2のとおりとする。

(バンパ等の塗色)

第 15 条 車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図－3 に示す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが、反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

(作業装置等の危険表示の塗色)

第 16 条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図－4 のように危険表示を行うものとする。

ただし、除雪機械の作業装置の回転部、プラウ前面は赤色とする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第 17 条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

第 5 章 災害対策用機械

(省名、部局名等の表示)

第 18 条 省名、部局名等は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入するものとし、別図－5 のとおりとする。なお、その表記方法は別図－6 を参考とする。

(青・桃色帯)

第 19 条 青・桃色帯は、各色 10 cm 幅の帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部前面、両側面及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。

2 第 1 項の青・桃色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。
- (4) 省名、整備局名、建設機械番号など文字が記載されている箇所。

第 6 章 除草機械

(作業装置の塗色)

第 20 条 作業装置（除草装置・集草装置）のカバーについては赤色とする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第 21 条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

第7章 一般建設機械

(作業装置等の危険表示の塗色)

第22条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図-4のように危険表示を行うものとする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第23条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

第8章 その他

(法令等に基づく表示及びその他の表示)

第24条 この基準に定める他、「道路運送法」第95条、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第4条等関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

また、この基準に明記していないものは、必要により適宜その方法を定めて表示するものとする。

別表－1

塗 装 仕 様

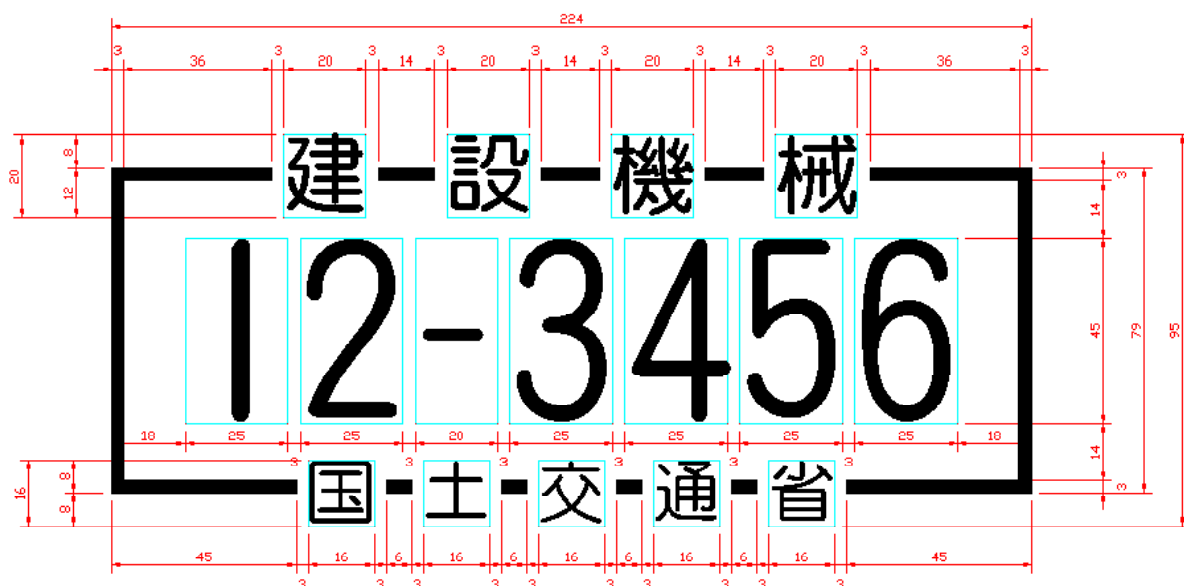
	前処理	表面処理及び下塗	パテ修正及び中塗	仕 上 塗 装
塗 装 仕 様	第1種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。	前処理後ただちに皮膜化成、又は、プライマによる表面処理を行う。 皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。 プライマは、1～2回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。	パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥したあと、水研きを行いプライマを1～2回塗る。 サーフェサは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。	フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗装を2～4回塗りとし、機械内部及び下面については、1～2回塗りとする。 高温部は、300～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

別表－2

塗 色

塗色	上塗装 (機械外面)	運転室内面	備考	
河川パトロールカー	K12-50V	夜間作業時に照明等による幻惑のないように暗色系の塗色を標準とする。		
道路維持用機械	K22-80X			
除雪機械	K17-70X			
災害対策用機械	KN-95			
	K72-40T			機械上面及び上部外周部
	D I C 6 9 (C50%+M10%) D I C 2 9 4 (C70%+M50%)		機械側面、前後面のライン	
	K07-40X		省名の背景色 (青地の場合)	
除草機械	K12-50V	—	作業装置部を除く	

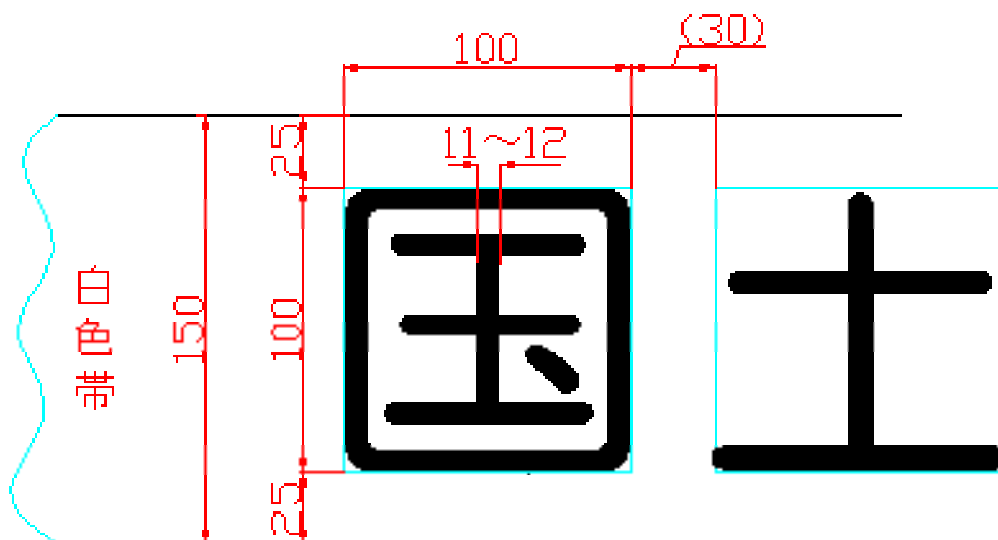
上塗装は、日本塗料工業会塗装用標準色見本帳(2019年版)及びイラストレーター(CMYK)による色番号を表している。
なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。



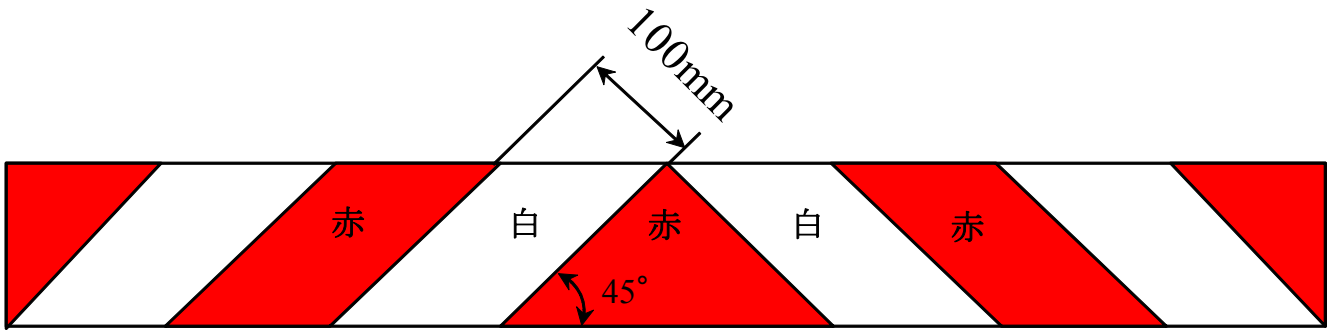
注) 文字、枠ともに原則として白色とするが、白色又は淡彩色地の場合は黒色とする。

別図－1 建設機械番号の表示要領図

注) 省名、部局名、法令に基づく表示等の文字は、本図に準ずるが、文字の大きさは適宜変更することができる。



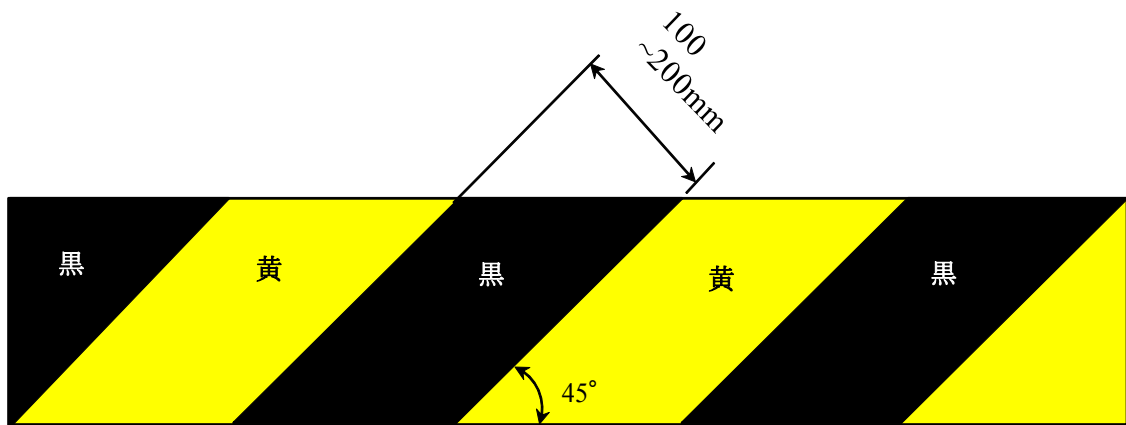
別図－2 文字の形式及び寸法図



車両前後部の赤白縞

注) 車両後部の赤色部分は、原則として反射塗料（反射テープも可）とする。

別図－3 道路維持作業用自動車の塗色要領図



注) 黄色部分は、反射塗料とすることができる。

別図－4 作業装置等の危険表示の塗色要領図

別図-5

- ・文字色は、青地の場合は白色、白地の場合は黒色とする。
- ・字体は、「角ゴシック体」とする。
- ・下記以外の文字やマーク等の記載や表示方法については、地方整備局で定めることができる。

【省名】

表示箇所：機械上面、両側面および後面

文字サイズ：可能な限り大きくするものとし、線の太さは文字大きさの10%程度とする。

文字色：青地に記載する場合は、背景色を赤とし、文字色は白とする。

白地に記載する場合は、文字色は黒とし、背景色は不要とする。

表示方法：「国交省」の略名を標準とするが、略名を用いても文字サイズを大きくできない場合、もしくは、文字の大きさを50cm角以上に確保できる場合は、正式名称で表示する。

①文字の大きさを50cm以上に確保できない場合



※略名を用いて可能な限り文字サイズを大きくする

②スペースの関係から略名を用いても文字サイズを大きくできない場合、もしくは、文字の大きさを50cm以上に確保できる場合

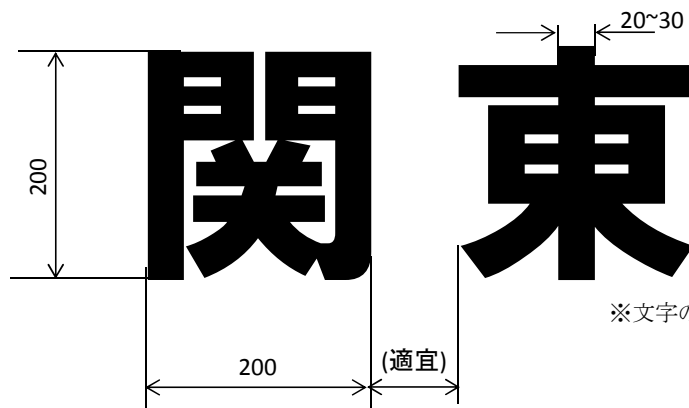


【地方整備局等名】

表示箇所：機械上面および両側面とする。

文字サイズ：下記を標準値(単位はmm)とする。ただし、災害対策用機械の構造上、文字の記載スペースが確保できない場合については、この限りではない。

表示方法：地域名(例：関東)を標準とするが、文字の大きさを20cm角以上に確保できる場合は、正式名称(例：関東地方整備局)で表示する。



※文字の間隔は機械や車種により適宜確保するものとする。

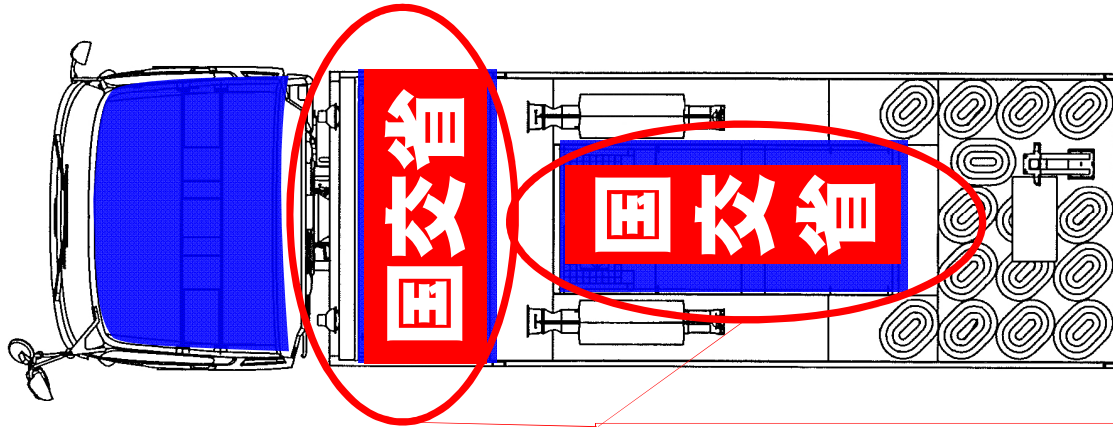
【事務所等名】

事務所名の表示有無及び表示方法は任意とする。

別図-6

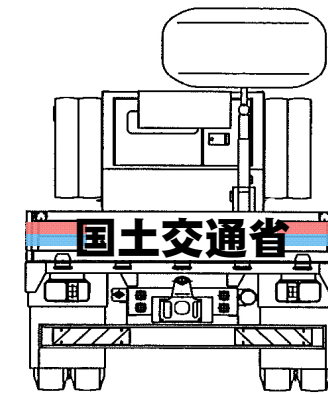
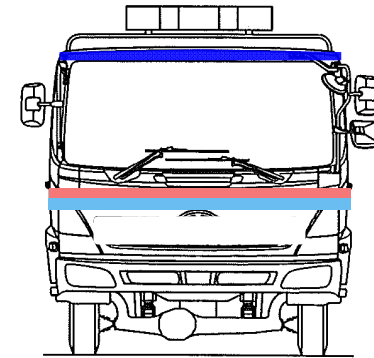
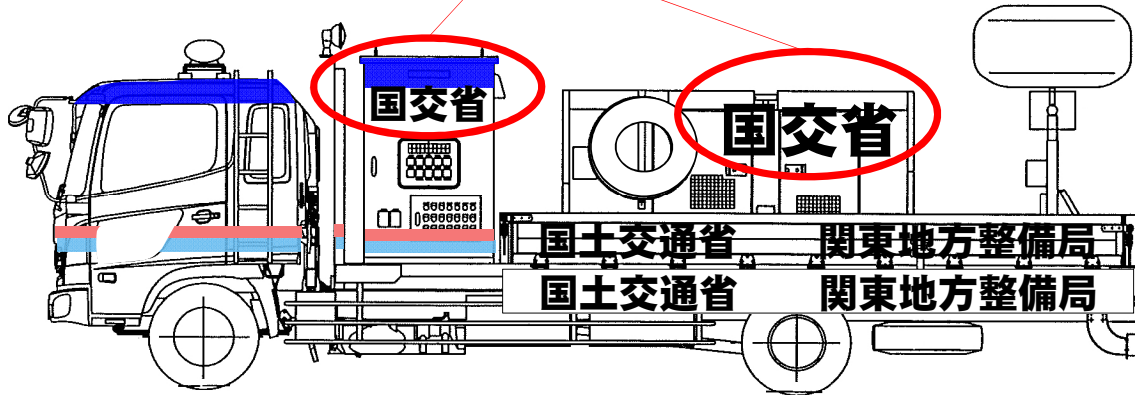
排水ポンプ車

参考例



大きく記載出来る方を採用

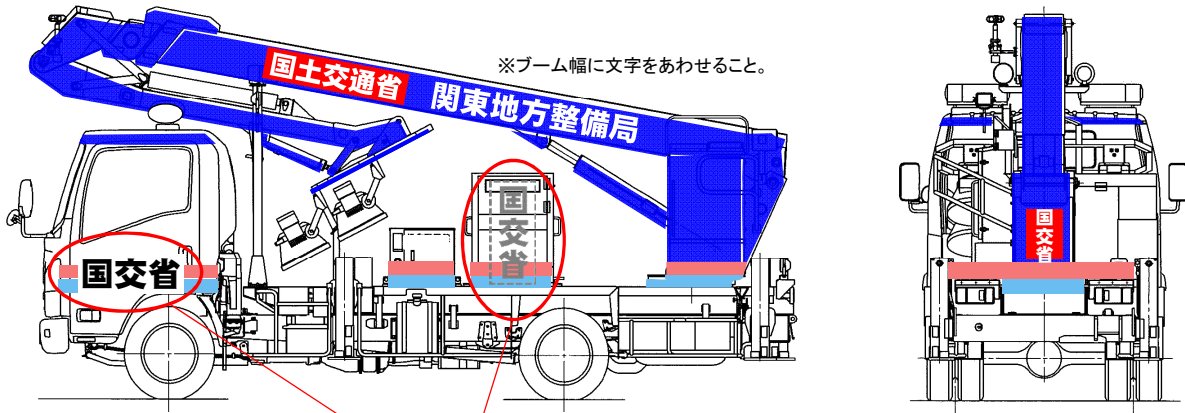
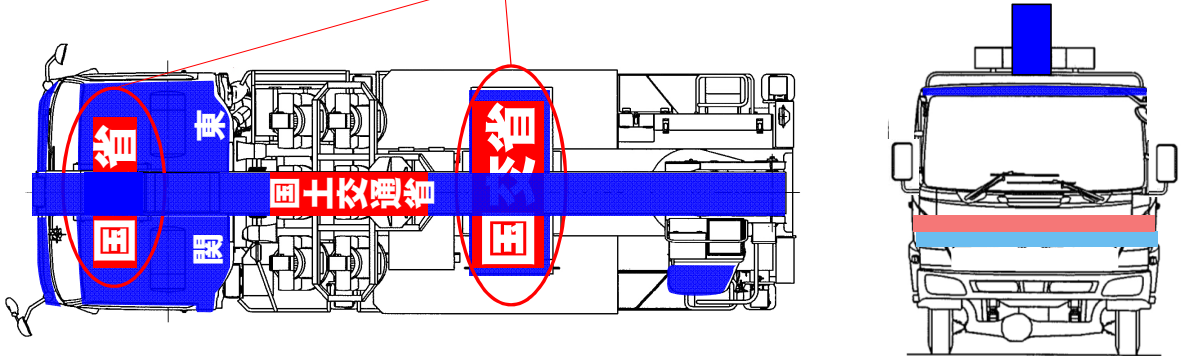
大きく記載出来る方を採用



※上部外周の青塗装:コクピットはフロントガラス上端まで。作業装置は上端から300mm程度とする。

照明車（ブーム式）

大きく記載出来る方を1カ所採用



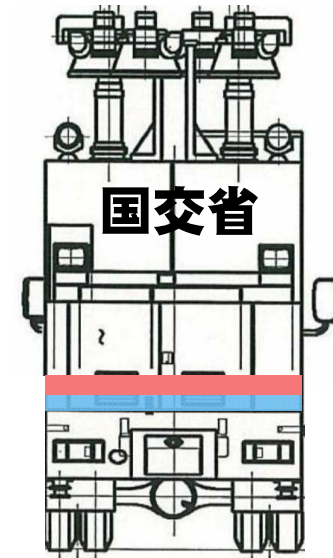
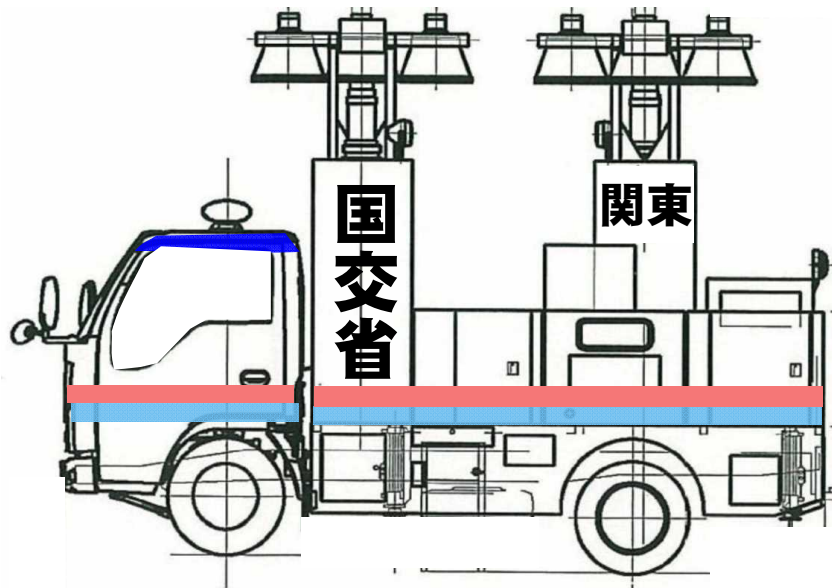
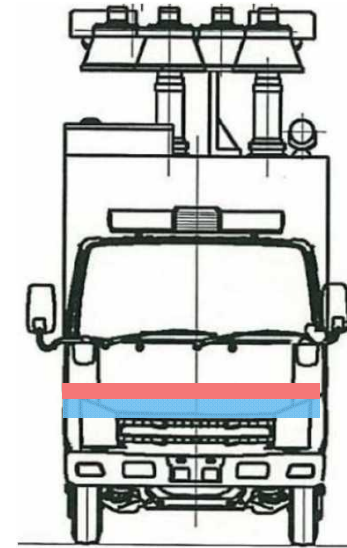
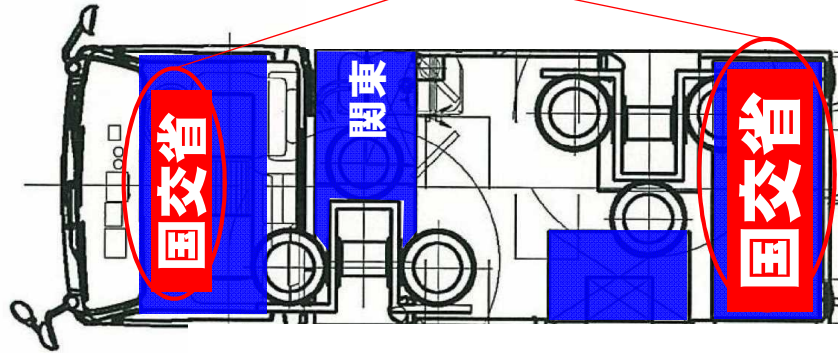
大きく記載出来る方を1カ所採用
(操作盤については背面のみ採用候)

※上部外周の青塗装：コクピットはフロントガラス上端まで。作業装置はブーム部とする。

照明車（2柱式）

参考例

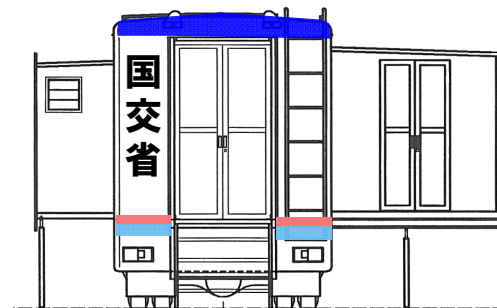
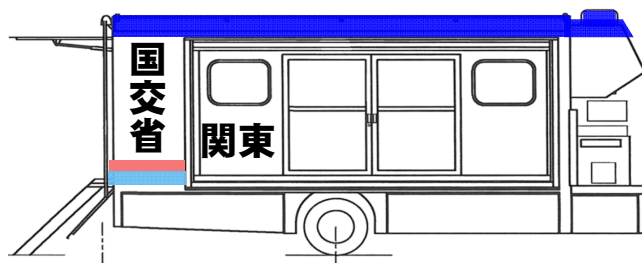
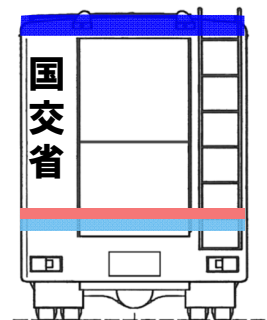
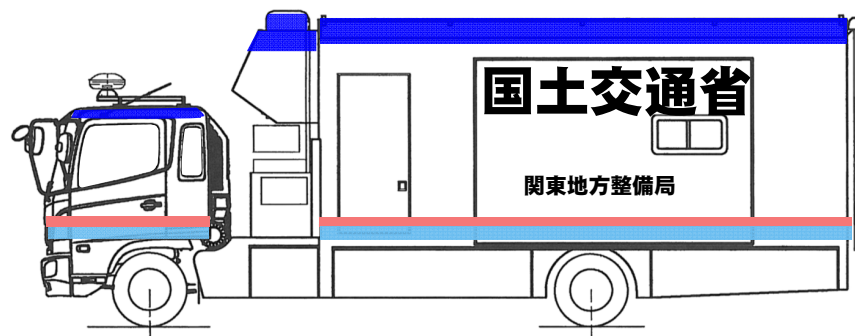
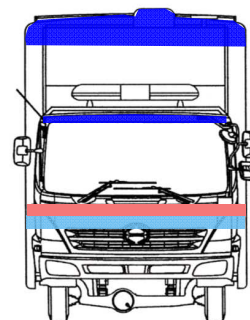
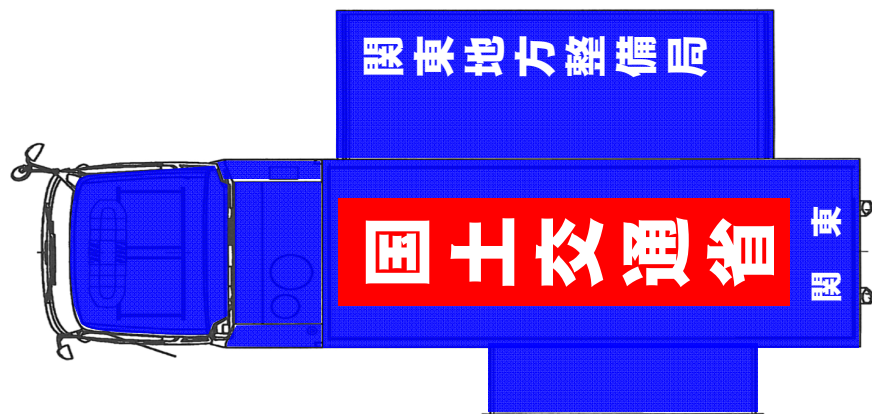
大きく記載出来る方を1カ所採用



※上部外周の青塗装:コクピットはフロントガラス上端まで。

対策本部車

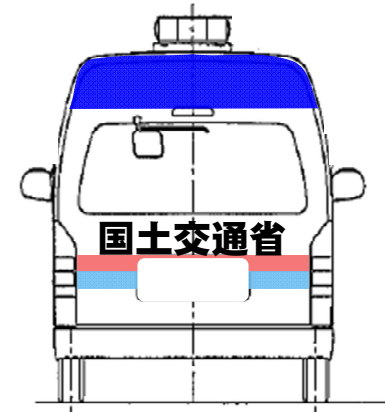
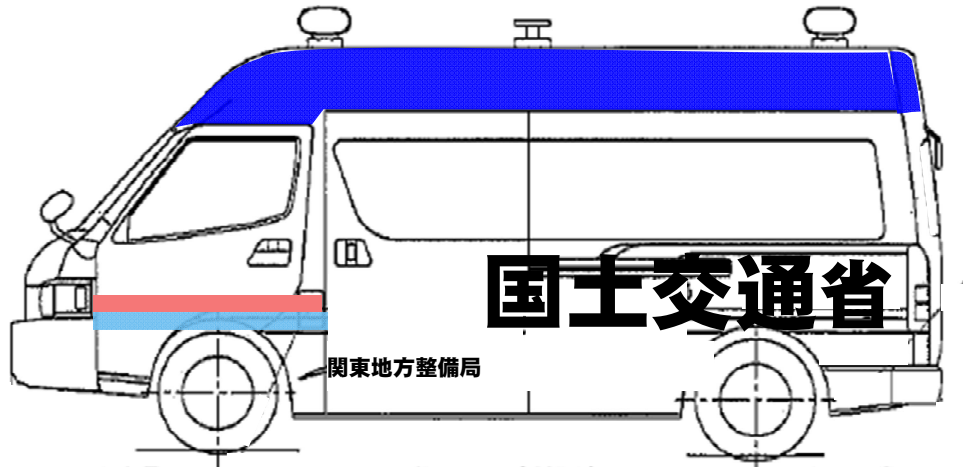
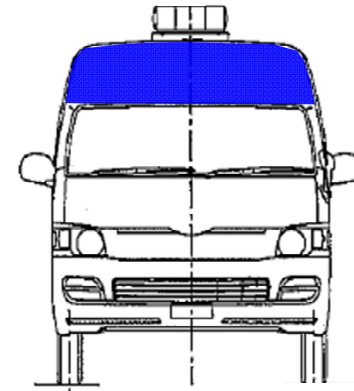
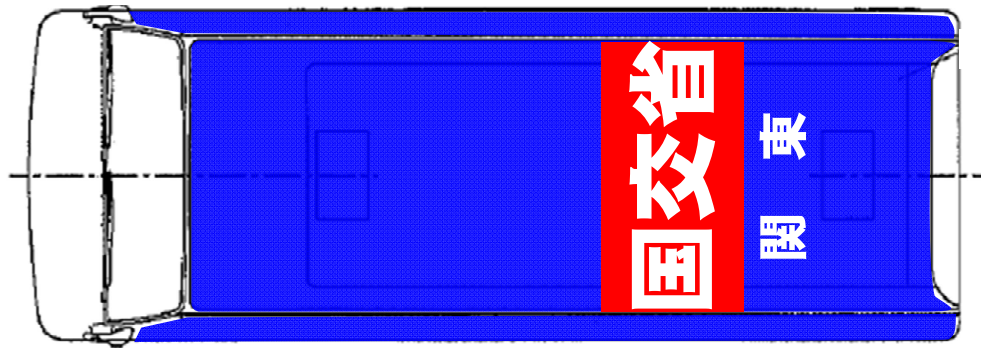
参考例



※上部外周の青塗装:コクピットはフロントガラス上端まで。作業装置は上端から30cm程度とする。

待機支援車

参考例



※上部外周の青塗装:コクピットはフロントガラス上端まで。

遠隔操縦式バックホウ

